

## ●香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第26条第1項の規定に基づく香川県指定無形民俗文化財生里・大浜・栗島ももて祭（昭和52年香川県教育委員会告示第2号）のうち生里ももて祭は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財生里のモモテとして平成26年3月10日指定されたことから、当該香川県指定無形民俗文化財の指定は、同日解除されたので、同告示の一部を次のように改正する。

平成26年4月25日

香川県教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
名 称	所 在 地	保 護 团 体	名 称	所 在 地	保 護 团 体
略			略		
大浜・栗島ももて祭	三豊市詫間町大浜、 栗島	大浜ももて祭保存会 栗島ももて祭保存会	生里・大浜・栗島も もて祭	三豊郡詫間町大字生 里、大浜、栗島	生里ももて祭保存会 大浜ももて祭保存会 栗島ももて祭保存会
略			略		